

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 5 年 4 月 1 日から

4 年間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 5 年 3 月

宮 城 県

目 次

第 1	計画の期間	1
第 2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区指定	1
(1)	方針	1
①	指定に関する中長期的な方針	1
②	指定区分ごとの方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
	既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2	特別保護地区の指定	4
(1)	方針	4
①	指定に関する中長期的な方針	4
②	指定区分ごとの方針	4
(2)	特別保護地区指定計画	6
3	休猟区の指定	7
(1)	指定に関する中長期的な方針	7
(2)	本計画期間における指定	7
4	鳥獣保護区の整備等	7
(1)	方針	7
(2)	整備計画	7
①	管理施設等の設置	7
②	利用施設の整備	8
③	調査、巡視等の計画	8
第 3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1	鳥獣の人工増殖	9
(1)	方針	9
(2)	人工増殖計画	9
2	放鳥獣	9
(1)	方針	9
第 4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	10
(2)	許可する場合の基本的考え方	10
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	11
(4)	許可に当たっての条件の考え方	11

(5) 許可権限の市町村長への委譲	1 1
(6) 捕獲等の実施に当たっての留意事項	1 2
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	1 2
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	1 2
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 2
2 学術研究を目的とする場合	1 3
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 3
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 3
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	1 4
① 予察表に係る方針等	1 4
② 予察表	1 4
(3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項	1 5
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	1 5
① 方針	1 5
② 主な対象鳥獣の許可基準	1 7
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	1 8
① 方針	1 8
② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	1 8
③ 指導事項の概要	1 8
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	1 8
(1) 個体数調整の実施に当たっての留意事項	1 8
(2) 許可対象者	1 8
(3) 鳥獣の種類・数	1 8
(4) 期間	1 9
(5) 区域	1 9
(6) 方法	1 9
5 その他特別の事由の場合	2 0
第5 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項	2 1
1 特定猟具使用禁止区域の設定	2 1
(1) 方針	2 1
(2) 特定猟具使用禁止区域設定計画	2 1
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	2 2
2 指定猟法禁止区域	2 2
(1) 方針	2 2
① 鉛製散弾規制区域の指定	2 2
② 鉛製ライフル弾規制区域の指定	2 3
(2) 指定猟法禁止区域指定計画	2 3

(3) 指定猟法禁止区域指定内訳	2 3
3 猟区設定のための指導	2 4
(1) 方針	2 4
(2) 設定指導の方法	2 4
第6 特定計画の作成に関する事項	2 5
1 特定計画の作成に関する方針	2 5
(1) 特定計画の作成及び計画に基づく施策の方針	2 5
(2) 関係都道府県との連携に関する方針	2 5
(3) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域	2 5
(4) 生息環境管理	2 5
2 実施計画の作成に関する方針	2 6
(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針	2 6
(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域	2 6
第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	2 7
1 基本方針	2 7
2 鳥獣保護対策調査	2 7
(1) 方針	2 7
(2) 鳥獣生息分布調査	2 7
(3) 希少鳥獣保護調査	2 7
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	2 8
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	2 8
3 狩猟対策調査	2 8
(1) 方針	2 8
(2) 狩猟鳥獣生息調査	2 8
(3) 狩猟実態調査	2 9
4 有害鳥獣対策調査	2 9
(1) 方針	2 9
(2) 調査の概要	2 9
第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項	3 0
1 鳥獣保護思想の普及	3 0
(1) 方針	3 0
(2) 事業の年間計画	3 0
(3) 愛鳥週間行事等の計画	3 0
2 野鳥の森等の整備	3 1
3 愛鳥モデル校の指定	3 1

(1) 方針	-----	3 1
(2) 指定期間	-----	3 1
(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	-----	3 1
(4) 指定計画	-----	3 1
4 水鳥の保護	-----	3 1
(1) 方針	-----	3 1
(2) 年間計画	-----	3 2
5 安易な餌付けの防止	-----	3 2
(1) 方針	-----	3 2
(2) 年間計画	-----	3 2
6 法令の普及徹底	-----	3 2
(1) 方針	-----	3 2
(2) 年間計画	-----	3 3
第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	-----	3 4
1 鳥獣行政担当職員	-----	3 4
(1) 方針	-----	3 4
(2) 設置計画	-----	3 4
(3) 研修計画	-----	3 4
2 鳥獣保護員	-----	3 4
(1) 方針	-----	3 4
(2) 設置計画	-----	3 4
(3) 年間活動計画	-----	3 5
(4) 研修計画	-----	3 5
3 保護管理の担い手の育成	-----	3 5
(1) 方針	-----	3 5
(2) 研修計画	-----	3 5
(3) 狩猟者の減少防止対策	-----	3 5
4 鳥獣保護センター等の設置	-----	3 6
(1) 方針	-----	3 6
(2) 鳥獣保護センター等の施設計画	-----	3 6
5 取締り	-----	3 6
(1) 方針	-----	3 6
(2) 年間計画	-----	3 6
6 必要な財源の確保	-----	3 6
第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	-----	3 7
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	-----	3 7

2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	37
(1)	希少鳥獣	37
(2)	狩猟鳥獣	37
(3)	外来鳥獣等	37
(4)	一般鳥獣	38
3	狩猟の適正管理	38
4	入猟者承認制度に関する事項	38
5	鳥類の飼養の適正化	38
(1)	方針	38
(2)	飼養適正化のための指導内容	38
6	傷病鳥獣救護の基本的な対応	38
(1)	救護及び一時飼養	38
(2)	一時飼養への協力の呼びかけ	38
(3)	その他	39
7	販売禁止鳥獣等の販売許可	39
(1)	許可の考え方	39
(2)	許可の条件	40
8	人獣共通感染症への対応	40
(1)	鳥インフルエンザについて	40
(2)	その他の人獣共通感染症について	40
9	福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応	41

【参考資料】

1	鳥獣保護区等位置図	参1	8	鳥獣保護センター等の施設の現況	参3
2	自然公園区域図等	参1	9	宮城県内の市町村数	参3
3	県内面積等	参1	10	小鳥がさえずる森の現況	参4
4	小中学校数	参1	11	宮城県レッドリスト：カテゴリー表	参5
5	宮城県に生息する鳥獣	参1			
6	主な鳥獣保護団体，愛鳥団体，調査研究機関等一覧	参2			
7	鳥獣保護における管理・利用施設の現況	参2			

第1 計画の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、緑豊かな自然環境に恵まれ、山岳地帯から海域まで多様な地形を有しているが、高度経済成長期以降の各種開発等を通じて山野の宅地化が進み、野生鳥獣の生息域が減少しつつあったことから、野生鳥獣の生息環境を保護・保全する拠点として、積極的に鳥獣保護区の指定に努めてきた。その結果、第10次鳥獣保護事業計画終了時には、鳥獣保護区の面積は、約144,531ヘクタール、県土面積に対する鳥獣保護区の面積の割合は19.8%に達したところである。

これにより、安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに、本県域の生物多様性が現在まで引き継がれてきたものであり、獣類ではニホンカモシカ等の大型獣類を始め52種が、また、鳥類ではイヌワシ等の猛禽類や「県鳥」であるガン類を含め370種の生息が報告（「宮城県レッドリスト」2012年版選定評価対象種より）されている。特に、ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」、「燕栗沼・周辺水田」、「化女沼」を含む県北地域は、全国に飛来するガン類の80%以上が越冬するなど国内最大級の渡り鳥の越冬地となっている。

今後とも、これら野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るとともに、過去から引き継がれてきた県内の多様な鳥獣相を保全し、次代に引き継ぐことができるよう、鳥獣の生息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定（再指定を含む）及び見直し等を行う。

また、イノシシ又はニホンジカの特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）区域内で、イノシシ又はニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、これらの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。

② 指定区分ごとの方針

本計画の期間内においては、以下の指定方針に基づき、鳥獣保護区の適切な指定（期間更新を含む。）及び見直し等を行う。

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資することを目的として、多様な野生鳥獣が生息する地域、野生鳥獣の生息密度の高い地域、天然林等の植生が野生鳥獣の生息に適している地域などを必要に応じて指定する。

イ 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を維持することを目的として、主に県境の山岳地帯となっている地域などを必要に応じて指定する。

ウ 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図ることを目的として、これらの渡来地である湿地、湖沼、干潟等のうち、必要な地域を指定する。

エ 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図ることを目的として、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリスト絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類若しくは絶滅のおそれのある野生動物リストに掲載されている鳥獣、宮

城県レッドデータブックに掲載されている鳥獣などの生息地のうち必要な地域を指定する。

カ 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を指定する。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区(再指定を含む。)					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区				
				25年度	26	27	28	計(B)	25年度	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所 面積	41 12,300ha	52 53,330	箇所 変動面積									
大規模生息地	箇所 面積		2 46,327	箇所 変動面積									
集団渡来地	箇所 面積		3 12,743	箇所 変動面積									
集団繁殖地	箇所 面積		1 71	箇所 変動面積									
希少鳥獣生息地	箇所 面積		8 6,975	箇所 変動面積									
生息地回廊	箇所 面積		— —	箇所 変動面積									
身近な鳥獣生息地	箇所 面積		29 25,085	箇所 変動面積		2		2					
計	箇所 面積		95 144,531	箇所 変動面積		2		2					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区(再指定を含む。)					計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
25年度	26	27	28	計(D)	25年度	26	27	28	計(E)		
											52
ha					ha						53,330
											2
ha					ha						46,327
											3
ha					ha						12,743
											1
ha					ha						71
											8
ha					ha						6,975
											—
ha					ha						—
						2			2	0	29
ha					ha	528.5			528.5	0	25,085
						2			2	0	95
ha					ha	528.5			528.5	0	144,531

*箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成26年度	身近な鳥獣生息地	山元	期間更新	7.5		7.5	平成26年11月1日から平成46年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	仙台
	〃	築館	期間更新	521.0		521.0	〃	〃	栗原
計		2 箇所		528.5		528.5			
合 計		2 箇所		528.5		528.5			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区の指定は、鳥獣保護区の区域内で植生・地形等の自然的条件から見て、野生鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、工作物の設置や立竹木の伐採等に一定の制限を加えるもので、これまで設置目的に適合した10箇所8,807ヘクタールの指定を行っている。

特別保護地区については、鳥獣の保護のみならず、鳥獣保護区の区域内において鳥獣の生息地の保護を図るために中核的な区域を指定するものであるため、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成23年環境省告示第59号。以下「基本指針」という。）の考え方に従い、鳥獣の生息状況の変化に応じて、適切な区域指定を行う。

② 指定区分ごとの方針

本計画の期間内においては、以下の指定方針に基づき、特別保護地区の適切な指定（再指定を含む。）及び見直しを行う。

ア 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定する。

イ 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定する。

ウ 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定する。

エ 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するために特に必要と認められる区域について指定する。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖・採餌の確保のため特に必要と認められる区域について指定する。

カ 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として保全する必要があると特に認められる区域について指定する。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定を含む。)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区				
				25年度	26	27	28	計(B)	25年度	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所										
	面積	315	変動面積	ha					ha				
大規模生息地	箇所	2	箇所										
	面積	3,877	変動面積	ha					ha				
集団渡来地	箇所	1	箇所										
	面積	3,444	変動面積	ha					ha				
集団繁殖地	箇所	1	箇所										
	面積	49	変動面積	ha					ha				
希少鳥獣生息地	箇所	2	箇所										
	面積	1,022	変動面積	ha					ha				
生息地回廊	箇所		箇所										
	面積		変動面積	ha					ha				
身近な鳥獣生息地	箇所	1	箇所										
	面積	100	変動面積	ha					ha				
計	箇所	10	箇所										
	面積	8,807	変動面積	ha					ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区					本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定を含む。)					計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
25年度	26	27	28	計(D)	25年度	26	27	28	計(E)		
											3
ha					ha						315
											2
ha					ha						3,877
											1
ha					ha						3,444
											1
ha					ha						49
											2
ha					ha						1,022
ha					ha						
											1
ha					ha						100
											10
ha					ha						8,807

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

3 休猟区の指定

(1) 指定に関する中長期的な方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮し、休猟区の指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるほか、面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するとともに、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

また、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、併せて、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

(2) 本計画期間における指定

本計画期間においては、狩猟者が減少傾向にあることや狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が見られないことから、現時点では新たな指定を行う予定はない。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定目的を達成し、当該地区の範囲を明確にするため、制札や案内板等の標識を設けるなど、管理のための施設を整備する。

また、鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣のふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、「野鳥の森」の観察路等の整備及び維持管理を行う。

さらに、野生鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締りや各種施設の管理のため、地方振興事務所担当職員や鳥獣保護員により、定期的に鳥獣保護区内の調査及び巡視を行う（本県においては、自然保護員設置規則により、自然保護員が鳥獣保護及び狩猟に関する職務に従事する場合には、鳥獣保護員とみなす規定となっているもの）。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、鳥獣の生息地の復元、特定の鳥獣の捕獲等を行うなどの保全事業の実施を検討する。

(2) 整備計画

① 管理施設等の設置

区 分	現 況	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	(全鳥獣保護区) 制札、案内板等 の設置、補修	(全鳥獣保護区) 制札、案内板等 の設置、補修	(全鳥獣保護区) 制札、案内板等 の設置、補修	(全鳥獣保護区) 制札、案内板等 の設置、補修	(全鳥獣保護区) 制札、案内板等 の設置、補修

② 利用施設の整備

区 分	現 況	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路，観察 舎等の整備	(仙台) 鉤取野鳥の森の 維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森の 維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森の 維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森の 維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森の 維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理
営巣，給餌 環境の整備・ 改善事業		(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置

③ 調査，巡視等の計画

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理 員等	箇所数	95	95	95	95
	人数	77	77	77	77
管理のための 調査の実施		(全鳥獣保護区) ○通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により 実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 絶滅のおそれのある鳥獣，特に猛禽類に関しては，「宮城県猛禽類生息調査報告書（1996－1999年）」の提言を踏まえ，傷病等により保護収容し，治療後放鳥が困難と判断されたものは，人工増殖への活用を積極的に推進する。

イ ガン類に関しては，仙台市八木山動物公園において実施されているシジュウカラガンの羽数回復事業により放鳥された個体を始めとする冬鳥の渡り状況等の把握に努める。

ウ 事業の実施に当たっては，県猟友会，自然保護団体，仙台市八木山動物公園及び環境省猛禽類保護センターと連携を図る。

(2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		備 考
	鳥獣名	実施方法	
平成25年度 ～ 平成28年度	ワシ，タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち，治癒後放鳥不可能なものについて，人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお，人工増殖に際しては，当該個体の増殖を必要とし，かつ技術を有する施設へ依頼し実施する。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については，仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。

2 放鳥獣

(1) 方針

獣類及び外来種の鳥類に関しては，生態系に影響を及ぼすおそれがあるため，保護繁殖上必要な場合を除き，放鳥獣しない。

また，ペット動物の逃げ出し・遺棄は，それらの野生化を招き，既存生態系を破壊する可能性が高いことから，関係機関において，ペット動物の適正な飼養及び保管について，ペット販売店や飼い主への指導及び啓発に努める。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条に規定する危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲の場合

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第4において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。なお、該当しない場合については、捕獲等又は採取等の目的に応じて個別に判断することとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の目的

- 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
- イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
- ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
- エ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- オ 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

- ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）
ア くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。
イ とらばさみを使用した方法での許可申請は許可しない。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①アの規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- ③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
箱わなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等などについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。また、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）、基本指針及び本計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう指導する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

(6) 捕獲等の実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を徹底させる。また、わなの使用に当たっては、以下の事項について指導する。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。
- ② ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法とする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、捕獲個体に関する情報の収集を求めることとし、保護管理のための基礎資料として活用を図る。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう指導する。

2 学術研究を目的とする場合

捕獲の目的	許 可 基 準					備 考
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期 間	区 域	捕 獲 方 法	
学 術 研 究	理学，農学，医学，薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらから依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数。 ただし，外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には，適切な種類又は数。	1 年以内	必要最小限の区域とし，原則として，特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。	次に掲げる条件に適合するものであること。ただし，他に方法がなく，やむを得ない事由がある場合は，この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は，研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	
	研究の目的・内容	次のいずれにも該当するものであること。 1) 主たる目的が，理学，農学，医学，薬学等に関する学術研究であること。ただし，学術研究が単に付随的な目的である場合は，学術研究を目的とした行為とは認めない。 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では，その目的を達成することができないと認められること。 3) 主たる内容が鳥獣の生態，習性，行動，食性，生理等に関する研究であること。また，長期にわたる研究の場合は，全体計画が適正なものであること。 4) 研究により得られた成果が，学会，学術誌等により，原則として，一般に公表されるものであること。				
	捕獲後の措置	原則として，次に掲げる条件に適合するものであること。 1) 殺傷等を伴う場合は，研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため，指切り又はノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機又は足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については，目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお，電波発信機を装着する場合には，原則として，必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。				
標 識 調 査 （環境省足環を装着する場合）	国若しくは都道府県事務担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として，標識調査を主たる業務として実施している者については，鳥類各種各2,000羽以内，3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については，同各1,000羽以内，その他の者については同各500羽以内。ただし，特に必要が認められる種については，この限りでない。	1 年以内	原則として，規則第7条第1項第7号イからチまでの規定に掲げる区域は除く。ただし，特に必要が認められる場合は，この限りでない。	原則として，網，わな又は手捕とする。	

3 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

野生鳥獣による県内の被害状況として，鳥類では，カルガモ，カラス類等の被害が県下全域で恒常的に発生している。獣類に

よる被害も同様であり、特にニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシは行動圏及び生息域が拡大し、被害を受ける区域も広がっていることから、生息状況や被害状況の把握に努め、保護管理、被害防除対策等について市町村を含めた関係機関との連携協力により進めていく。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表に係る方針等

予察表は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害の発生地域・時期を推測したもので、これにより、被害の抑制や効率的な防除措置を行うため活用する。

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、被害が大きく、被害時期が一定しているカルガモ、カラス類、スズメ類、ハト類（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

また、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努める。

② 予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時 (月)												主な被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
カルガモ	水稻, 豆類, 野菜	←						→						県下全域の水稻作付地帯及び耕作地帯	
カラス類	水稻, 豆類, 飼料作物 野菜, 果樹類	←						→					→	県下全域の水稻作付地帯, 耕作地帯及び果樹栽培地帯 (市街地全域)	生活環境被害
スズメ類	水稻, 麦類	←						→						県下全域の水稻作付地帯	
ハト類	水稻, 豆類, 飼料作物 野菜	←											→	県下全域の耕作地帯	
ハクチョウ類	水稻, 麦類, 野菜 (レタ)											⇔		大崎市	
サギ類	水稻				←→									栗原市	
ニホンザル	豆類, 水稻, 豆類, 野菜, 果樹類, 飼料作物	←											→	白石市, 丸森町, 七ヶ宿町, 川崎町, 仙台市, 大崎市, 加美町	生活環境被害
ツキノワグマ	飼料作物, 果樹類, 養 蜂, 養魚	←	←							→				白石市, 蔵王町, 川崎町, 村田町, 七ヶ宿町, 仙台 市, 大和町, 富谷町, 大崎市, 加美町, 栗原市 (奥羽 山系中山間地帯)	人身被害
ニホンジカ	水稻, 野菜, 牧草, 造 林木	←											→	石巻市, 女川町, 気仙沼市	

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時 (月)												主な被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
イノシシ	いも類, 水稻, 筍, 野菜, 飼料作物	≪											≫	白石市, 角田市, 丸森町, 川崎町, 七ヶ宿町, 大河原町, 仙台市, 山元町, 亶理町	
ニホンカモシカ	野菜, 果樹		≪	→										白石市	
ハクビシン	野菜, 果樹類	≪											≫	白石市, 大河原町, 村田町, 七ヶ宿町, 美里町, 東松島市, 登米市, 気仙沼市, 南三陸町	
タヌキ										≪	≫			大崎市	生活環境被害
ムクドリ					≪	→								大崎市	生活環境被害

≪-----≫ は生活環境被害又は人身被害とする

(3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣捕獲は、野生鳥獣による農林水産業被害、生活環境若しくは自然環境の悪化、人身への被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

鳥獣保護区及び自然公園内等での許可に当たっては、被害状況を十分に調査した上で、慎重に実施するものとし、生息数が少ないなど保護の必要性が高い鳥獣又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、本計画のほか「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」により基準を定め、事務の統一化と迅速化を図っているが、野生鳥獣の適正管理を図るため、被害・生息状況を把握し、適正な許可基準となるよう、適宜基準を見直ししていく。また、関係諸機関との連携の下、適切な実施期間の設定や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

なお、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

狩猟免許を有しない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は許可することができるものとする。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、罠いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにするものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるようにするものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任することとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導するものとする。

② 主な対象鳥獣の許可基準

許可者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲羽数(頭)	許可対象者	留意事項(捕獲人数)		
県	ツキノワグマ	銃器	県内全域	適期	7日以内	1頭	被害者又は被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会から依頼された者	15人以内	飼料作物, 果樹類, 養蜂, 養魚	希望市町委に譲
		箱わな			14日以内	1頭		15人以内		
	ニホンジカ	銃器			1年以内	その都度定める		その都度定める	植栽木, 水稻, 畑作, 牧草	一部市町委に譲
		わな			1年以内	その都度定める		その都度定める		
市町村	カラス類	銃器・網			7日以内	250羽以内		10人以内	水稻, 豆類, 飼料作物, 野菜, 果樹類	
		箱わな			6か月以内	1,000羽以内		その都度定める		
	カルガモ	銃器			7日以内	200羽以内		10人以内	水稻, 豆類, 野菜	
	ドバト	銃器			7日以内	50羽以内		10人以内	水稻, 豆類, 飼料作物	
		箱わな			6か月以内	300羽以内		その都度定める		
	キジバト	銃器			7日以内	200羽以内		10人以内	水稻, 豆類, 飼料作物, 野菜	
	スズメ	銃器・網			7日以内	350羽以内		10人以内	水稻, 麦類	
	ゴイサギ	銃器・網			7日以内	100羽以内		10人以内	水稻	
	ニホンザル	銃器			7日以内	その都度定める		その都度定める	いも類, 水稻, 豆類, 野菜, 飼料作物, 果樹類	
		箱わな			14日以内	その都度定める		その都度定める		
	イノシシ	銃器			1年以内	その都度定める		その都度定める	いも類, 野菜, 水稻, 飼料作物	
		わな			1年以内	その都度定める		その都度定める		
	ノウサギ	銃器			7日以内	50羽以内		10人以内	畑作物, 造林木	
		網・わな			14日以内	50羽以内		10人以内		
	タヌキ	銃・わな			7日以内	10頭以内		10人以内		
	ハクビシン	わな			14日以内	その都度定める		その都度定める	野菜, 果樹類	

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係各部局・市町村との連携を強化する。また、県内各市町村に設置されている農作物有害鳥獣対策協議会等を指導し、適正な捕獲が実施されるための体制整備を図る。

猟友会会員で構成される捕獲隊員については、高齢化が進んでおり、隊員数も減っていることから、後継者の育成を図り、隊員の技術向上のための研修会実施について支援する。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ	被害発生地域	効率的な捕獲方法の確立，錯誤捕獲防止の徹底

③ 指導事項の概要

ア 市町村における有害鳥獣捕獲の事務取扱要領の制定（改正）を指導する。

イ 捕獲隊編成に当たっては、捕獲技術の優れた者及び捕獲のための出動の可能な者を隊員として編成するよう指導する。

ウ 市町村長は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。

エ 捕獲隊の責任者は、常時市町村、管轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。

オ 被害の実態が広域的かつ恒常的な場合や生息密度の高い鳥獣による場合には、市町村間の連携を密にして、共同捕獲を実施したり、必要に応じて市町村を越えた広域捕獲を行うなど効果的な実施を指導する。

カ 県は、野生鳥獣による農林水産物被害対策等に関する関係部局間の連携の強化を図る。また、市町村農作物有害鳥獣対策協議会等に対し、防除技術や被害実態の情報を提供し、効果的な被害対策が図られるよう指導する。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 個体数調整の実施に当たっての留意事項

個体数調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。

また、実施に当たっての留意事項は有害鳥獣捕獲に準じるものとし、本計画のほか、「宮城県特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」により基準を定め、事務の統一化と迅速化を図るものとする。

(2) 許可対象者

① 実施計画を策定した対象市町村長から特定鳥獣の捕獲を依頼された者であること。ただし、県が実施する特定鳥獣の個体数調整に係る捕獲にあつては、知事から特定鳥獣の捕獲を委託された者であること。

② 過去において、狩猟事故及び狩猟違反がないこと。

(3) 鳥獣の種類・数

捕獲頭数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な頭数であること。

(4) 期間

- ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年度にわたる期間は設定しない。
- ② 捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。

(5) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(6) 方法

- ① 捕獲に当たっては専門家等の助言・指導を受け効果的な捕獲に努めること。
- ② 捕獲人員は必要最小数とすること。
- ③ 可猟区以外での捕獲は特に慎重を期すこと。
- ④ 捕獲の実施に当たっては、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないよう、捕獲物を適正に処理すること。
- ⑤ 事故防止に万全の措置を講ずること。

5 その他特別の事由の場合

捕獲の目的	許可基準					備考
	許可対象者	鳥獣の種類・員数	期間	区域	捕獲方法	
行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当者職員	必要と認められる種類及び員数	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、ほかの方法がなく、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。	
傷病鳥獣の保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当者職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び員数	1年以内	必要と認められる区域	同 上	
公共施設等の展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	原則として法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。	同 上	
養殖鳥の遺伝的劣化防止	鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	県の区域内（法第11条の区域を除く。）	わな、網、手捕	
その他特別な事由	捕獲の目的に応じて個々のケースごとに判断する。 なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取り扱う。					

第5 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域（銃）（旧銃猟禁止区域）については、出猟者と住民の接する機会の多い地域、また見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、その指定に努めてきた結果、第10次鳥獣保護事業計画終了時で79箇所44,523ヘクタールが指定され、銃猟による危険の未然防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内においては、指定期間の満了する地域の更新を行うとともに、都市近郊の住宅地が拡大傾向にあることや県民の自然志向の高まりを背景に、野外レクリエーション活動の活発化が予想されることから、これら多くの住民が集合する地域を随時必要に応じて指定する。

特定猟具使用禁止区域（わな）については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれが高い地域を指定の対象とする。

本計画期間内においては、市町村、県猟友会等関係機関を通じて該当箇所の把握を行うとともに、必要に応じて指定する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む。)					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域				
				25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	79	箇所	1	5	2	1	9					
	面積	44,523 ha	変動面積 ha	30	6,525	418	6	6,979					

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域（再指定を含む。）					計画期間中の増減 (減:△) *	計画終了時の猟具使用区域**
		25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						1	5	2	1	9		79
	面積						30	6,525	418	6	6,979		44,523

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
年 度	特定猟具禁止区域指定 所在地	特定猟具禁止 区域名称（特 定猟具名）	指定面積 （ha）	指定期間	備 考	特 定 禁 止 指 定 地 域 所 在 地	特 定 禁 止 指 定 地 域 所 在 地 （特 定 名 称 ）	指 定 面 積	指 定 期 間	備 考
平成25年度 計	大崎市	三本木（銃）	30	20年間	再指定	計		—	—	
		1箇所	30							
平成26年度 計	名取市	名取（銃）	617	20年間	再指定	計		—	—	
	仙台市	仙台（銃）	4,300	20年間	再指定					
	仙台市	西向（銃）	489	20年間	再指定					
	大郷町	大郷大谷（銃）	637	20年間	再指定					
	女川町	高崎山（銃）	482	20年間	再指定					
		5箇所	6,525							
平成27年度 計	丸森町	阿武隈溪谷（銃）	294	20年間	再指定	計				
	大崎市	宮沢（銃）	124	20年間	再指定					
		2箇所	418							
平成28年度 計	大和町	直沢（銃）	6	20年間	再指定	計		—	—	
		1箇所	6							

2 指定猟法禁止区域

(1) 方針

① 鉛製散弾規制区域の指定

県内の水辺域周辺において鉛散弾を小石と間違えて飲み込んだ水鳥が鉛中毒で死亡する事故が発生したことから、県内の主要な水辺域74箇所18,663ヘクタールを指定している。

本計画期間内においては、狩猟期における取締りや巡視など鉛製散弾規制区域の維持管理に努め、水鳥の鉛中毒死の防止を図るものとする。また、代替散弾の開発・流通状況や鉛散弾規制に対する国の動向を把握しながら、必要に応じて規制区域の見直し等適切な指定を行う。

② 鉛製ライフル弾規制区域の指定

牡鹿半島地域においては、シカ猟に起因するワシ類の鉛中毒事故の発生が懸念されるため、その防止対策として、鉛製ライフル弾規制区域に指定している（1箇所8,537ヘクタール）。これまで、鉛中毒事故の発生は報告されていないが、今後も、規制を継続するとともに、発生状況の監視に努める。

（2）指定猟法禁止区域指定計画

		既指定 猟法禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する指定猟法禁止区域 (再指定を含む。)					本計画期間に区域拡大する指定猟法禁止区域				
				25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
鳥獣を保護 する区域	箇所	75	箇所	1				1					
	面積	27,200 ha	変動 面積ha	8,537				8,537					

		本計画期間に区域減少する指定猟法禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 指定猟法禁止区域（再指定を含む）					計画期 間の増減 (減:Δ) *	計画終 了時の 指定禁 止区域**
		25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
鳥獣を保護 する区域	箇所						1				1		75
	面積						8,537				8,537		27,200

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

（3）指定猟法禁止区域指定内訳

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備考
平成25年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	平成25年度～終期末定	期間更新
計		1 箇所	8,537		

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟に伴う危険防止の観点から、管理された秩序ある狩猟が期待できる猟区の指定の必要がある場合は、県猟友会を始め関係団体等に対して必要な助言指導を行う。

(2) 設定指導の方法

猟区の指定候補地の選定について、狩猟団体と地元の理解と協力が得られるよう指導する。

第6 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

(1) 特定計画の作成及び計画に基づく施策の方針

本県における特定計画は、個体数の著しい増加若しくは分布域の拡大により顕著な農林業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加若しくは分布域の拡大により自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣又は生息環境の悪化・分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要があると認められる場合に策定する。

(2) 関係都道府県との連携に関する方針

特定計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を超えて分布する場合にあっては、関係する県と協議・調整を行う。

(3) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成24年度	地域個体群の安定的な保護と農業・生活被害防止を両立させ、人とニホンザルとの良好な関係を再構築する。	ニホンザル	平成25年度～平成28年度	仙台市、白石市、角田市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、加美町	第三期計画
平成24年度	地域個体群の安定的な保護と人身・農林水産業被害防止を両立させ、人とツキノワグマとの共存を図る。	ツキノワグマ	平成25年度～平成28年度	県内全域 (重点地域を指定)	第二期計画
平成24年度	地域個体群の生息密度を適正に管理し農林業被害と自然生態系の攪乱を防止し、人とニホンジカとの共存を図る。	ニホンジカ	平成25年度～平成28年度	石巻市、女川町、登米市、南三陸町、気仙沼市(島嶼除く)	第二期計画
平成24年度	生息数及び分布域の拡大を抑制し、農業被害防止を図る。	イノシシ	平成25年度～平成28年度	県内全域 (重点地域を指定)	第二期計画

(4) 生息環境管理

対象鳥獣の生息環境の保全・整備を図るために、その生息状況を踏まえ、関係機関と調整しながら次のような取組を推進することとする。

- ① 農地周辺の林縁部の刈払い
- ② 針広混交林への誘導(各市町村森林整備計画と整合した針葉樹と広葉樹とが混生する多様性に配慮した森林づくり)
- ③ 鳥獣保護区の見直し等による生息地の保全
- ④ 天然生林(主として天然の力の活用により成立させ、及び維持する森林)の的確な保全・管理
- ⑤ 広葉樹林の造成(各市町村森林整備計画と整合した伐採跡地の広葉樹林化及び休止している牧野の広葉樹林の造成)

⑥ 管理が放棄されている里山の森林整備（下刈り，間伐等）

2 実施計画の作成に関する方針

（1）実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

県及び特定計画により定められた市町村は，特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため，年度ごとに適切な特定鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画を作成する。

また，特定計画の効果的な実施にかかわる取組を推進するため，関係機関は，鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し，対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど，総合的な取組の推進に向け，連携を図る。

（2）計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備 考
特定計画期間	特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	特定計画の対象区域	

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

野生鳥獣の保護行政を適正に推進していくためには、各種調査データの集積に努める。特に絶滅のおそれのある種及び農林水産業被害等で人との軋轢のある種について、更に詳細な生息状況等を調査し、人間と野生鳥獣の共存を図る保護管理対策のために必要な基礎的資料を得るとともに、本県における多様な鳥獣相の維持に必要な資料を収集する。

調査の実施に当たっては、関係機関、民間団体等が行っている調査研究活動と連携を図りながら、効率的に実施する。

なお、収集データを活用して、希少種情報データベースを整備し、関係機関への情報提供を目指す。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

「宮城県レッドリスト」及び「種の多様性調査」（環境省自然環境局 生物多様性センター）を基に、獣類については、人との軋轢のあるもので、更に詳細な生息情報の必要がある種において、生息状況調査を実施し、保護管理を図るための資料を得る。鳥類については、県内の生息分布の把握に努めるとともに、希少鳥類の生息（繁殖・渡来）状況を調査し、保護対策のための検討資料を得る。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣について分布、繁殖状況等鳥獣の生態を調査する。

調査の方法は既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査とし、また、狩猟者から提出される捕獲報告書等の活用を図る。

なお、県内に生息する鳥獣のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図の作成も検討する。

(3) 希少鳥獣保護調査

宮城県レッドデータブック更新の資料とするための調査を実施する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
希少猛禽類 (イヌワシ、クマタカ、オオタカ)	平成25年度 ～ 平成28年度	各種環境調査、民間団体等からの新たな生息情報の収集に努め、営巣地及び繁殖状況の情報を蓄積するとともに、データベース化や地図情報として整理する。	県内全域	通年
その他の希少 野生動物種	平成25年度 ～ 平成28年度	希少野生動物の生息状況等に関する情報を、ホームページ上から広く提供を受けることのできるシステム整備を行い、希少野生動物種の保護対策に資する情報収集体制を構築する。	県内全域	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

年3回(11月:県下一斉, 1月:全国一斉, 3月:県下一斉)の調査を実施する。調査員は, 県職員及び鳥獣保護員を主体として, 関係団体等の協力を得て実施する。

なお, 調査結果について, 渡来地や渡来数の変化等を分析し, 鳥類保護のための資料とする。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下全域(渡来地) 調査地点約400箇所	毎年度	- 各調査日とも調査時間は午前9時から11時30分とする。ただし, ガン類の主要渡来地(伊豆沼・内沼, 蕪栗沼, 化女沼等)については, 早朝にガン類の飛び立ち調査を実施する。 - ハクチョウ類については, 繁殖状況を把握するため, 年1回成幼比調査を併せて実施する。 - 県下渡来地において種別ごとに渡来数をカウントする。 - 確認地点は, 鳥獣保護区等位置図にプロットする。	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定効果を把握するため, 必要に応じ既設鳥獣保護区の各種調査を実施する。

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の実態を把握し, 狩猟鳥獣の適正な保護繁殖を図るための基礎資料を得るため, 狩猟者の協力を得て, 放鳥効果調査及び狩猟実態基礎調査を引き続き実施する。また, 生息数の減少が懸念されているツキノワグマについて継続して捕獲調書の作成を実施するとともに近年個体数を増やし農業被害等を増大させているニホンジカ・イノシシについても捕獲状況を把握していく。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて, 狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲した個体の状況報告に基づき調査し, 保護管理のための資料に活用する。

対象鳥獣	調査年度	調査内容, 調査方法	備考
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	毎年度	狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲した個体について, 捕獲者から捕獲調書の提出により実施する。 (調査項目) 捕獲位置, 捕獲場所の特徴, 性別, 体重, 年齢, 捕獲後の処理, 各部の外部計測値, 胃の内容物等	

(3) 狩猟実態調査

毎年度、狩猟登録者に狩猟の実態について報告を義務づけ、報告書の取りまとめを行う。

対象種類	調査年度	調査内容，調査方法	備 考
狩猟鳥獣	毎年度	調査内容：出猟調査，地域別捕獲状況調査，地域別キジ・ヤマドリ出合調査 調査方法：狩猟登録者による報告	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の被害防除方法の確立に資するため、特に人との軋轢が生じている野生鳥獣について、生息状況、被害状況及び防除効果等について調査し、適正な特定計画を策定するための資料とする。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容，調査方法	備 考
ニホンザル	各年度	生息数，生息分布，生息環境，生態，農作物被害状況調査等	
ツキノワグマ	各年度	学習放獣効果試験，生息数調査，農作物被害状況調査等	
ニホンジカ	各年度	生息密度，生息環境，生態，農作物被害状況調査等	
その他の有害鳥獣	各年度	農作物被害状況調査等	

第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

野生鳥獣に対する県民の認識と鳥獣保護思想の高揚を図るため、各種広報媒体の活用、県ホームページの充実など、県民一人一人が野生鳥獣に関する基礎的知識を習得し、共存に向けた保護活動が推進できるよう野生鳥獣の生息情報の提供と広報活動の強化を図る。また、傷病鳥獣の保護については、効果的・機能的な救護を行うため、現行の保護体制の強化を図り、傷病鳥獣の救護活動を鳥獣保護思想の普及啓発に活用する。

(2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事					→						←		ポスターコンクール・餌木の植栽
傷病鳥獣保護活動	←											→	
情報発信	←											→	ホームページへの情報掲載

(3) 愛鳥週間行事等の計画

事業内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰
野生生物保護 実績発表大会	保護団体の 推薦, 参加	保護団体の 推薦, 参加	保護団体の 推薦, 参加	保護団体の 推薦, 参加

2 野鳥の森等の整備

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要 ・ 内 容	利 用 の 方 針	備 考
鉤 取 野 鳥 の 森	昭和47年度	仙台市太白区	75ha	四阿，解説板，ベンチ，観察路1,799m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
蔵 王 野 鳥 の 森	昭和49年度	刈田郡蔵王町	78ha	四阿，解説板，ベンチ，観察路7,750m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
伊豆沼・内沼水生植物園	平成8年度	栗原市	3ha	大小19の池に伊豆沼・内沼の水生植物を植栽	伊豆沼・内沼における学習の場の提供	
伊 豆 沼 観 察 路	平成9年度	栗原市	—	観察路 木道190m	伊豆沼の湿地及び野鳥観察の場の提供	

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として，各地方振興事務所管内に，それぞれ期間を定めて指定する。

(2) 指定期間

2 か年

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

探鳥会，講話会等を実施し保護思想の普及を図り，愛鳥週間ポスターコンクールへの応募・餌木の植栽，巣箱の架設等を指導する。

また，活動に必要な自然保護に関する情報の提供，自然観察機材や関係図書の貸出を行う。

(4) 指定計画

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計
小学校・中学校	6	—	6	—	7	7	7	—	7	—	7	7

4 水鳥の保護

(1) 方針

水辺域に落ちている釣り糸や鉛製のおもりによる水鳥の様々なケガや死を防ぐため，釣り愛好者に対し釣り糸とおもりの持ち帰りを呼びかけ，水鳥の生息域の保全への協力を促す。

(2) 年間計画

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
啓発活動	←											→	ホームページへの情報掲載 折りに触れ呼びかけ	釣り愛好者

5 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止の普及啓発を行い、安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得るとともに、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図り、生態系の保全に努める。

(2) 年間計画

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
普及啓発活動	←											→	ホームページへの情報掲載 広報誌への掲載	一般県民

6 法令の普及徹底

(1) 方針

野鳥の違法捕獲及び違法飼養する者が絶えない状況にあることから、愛鳥週間を強化週間とし、各種行事、広報車による巡回及びホームページによる広報を積極的に行う。また、各報道機関に対する広報の依頼、県及び市町村広報誌の活用を図り、法遵守の普及徹底に努める。

また、かすみ網は違法捕獲に使用されることが多いことから、その所持等の違法行為（かすみ網の使用、捕獲目的の所持及び販売等）が行われないよう広報媒体を利用して普及徹底を図る。

(2) 年間計画

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣捕獲の規制 制度	←											→	広報誌，ホームページ及び広報車を活用しての呼びかけ 愛鳥週間中におけるチラシ等の配布	一般 県民

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護事業を適正かつ円滑に執行するため、担当職員の適正な配置と資質の向上を図るため研修等の実施に努める。

(2) 設置計画

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (環境生活部自然保護課)	5	3	8	5	3	8	野生鳥獣の保護管理方針の策定等
地方機関 (地方振興事務所林業振興部(又は農 林振興部))	7	2 1	2 8	7	2 1	2 8	有害鳥獣捕獲許可、傷病鳥獣救護 等

(3) 研修計画

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人数	内容・目的	備 考
野生生物研修	環境省	5月中旬	1回	全国	1人	法令等鳥獣行政一般	本庁担当職員
鳥獣保護担当職員研修	県	5月下旬	1回	全県	14人	自然保護・鳥獣保護全般	事務所担当職員
狩猟免許事務担当職員研修	県	6月下旬	1回	全県	14人	狩猟免許事務	事務所担当職員
市町村鳥獣保護担当者研修	県	7月上旬	7回	ブロック	50人	法令・狩猟行政一般	市町村担当者

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護区等の巡視及び管理並びに狩猟の取締りを適正かつ円滑に実施するため、各地域ごとに1名以上の保護員を配置する。

なお、保護員は鳥獣保護管理又は狩猟制度について経験や知識を有し、熱意のある人材を任用するものとし、保護員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施する。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成24年度末		年 度 計 画							
	人員(B)	充足率(B/A)	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計(C)	充足率(C/A)
7 1 人	7 7 人	108.9%	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	7 7 人	108.9%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等巡視	←											→	
傷病鳥獣の救護	←											→	
狩猟取締り								←			→		
鳥獣生息状況調査	←											→	
ガンカモ科鳥類生息調査								←→		←→		←→	

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	地方振興事務所	4月上旬	7回	ブロック	77人	法令, 狩猟行政一般	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理に関する研修会等への地域住民や関係者の参加を促進し, 野生鳥獣の保護管理に精通した人材の育成を図り, 地域における野生鳥獣の保護管理を推進するとともに, 学校教育等と連携し, 自然保護や野生動物に関する教育の普及に努め, 保護管理の担い手の育成に資する。

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護管理技術者研修	環境省	4～11月	1～2回	全国	1～2人	・野生鳥獣保護管理技術習得と地域における担い手の育成に資する。	
ニホンザル追い上げ等研修	県	12～3月	4回	市町	40人程度	・追い上げ, 個体識別した捕獲等の普及と技術向上を図る。	
保護管理担い手育成事業	県	4～10月	1～2回	県内	20人程度	・児童生徒を対象に, 野生鳥獣保護管理に関する知識の普及を図る。	

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣捕獲の実施を支えてきた狩猟者の減少に歯止めがかからないことから, 狩猟の意義, 狩猟免許の取得方法等の広報活動をホームページ等を利用して行うとともに, 狩猟免許試験を土・日曜日に実施するなど, 受験者の利便性向上に努める。また, 県猟友会と連携して, 新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に狩猟者育成講座を開設するなど, 狩猟に関する教習体制

の拡充を図るよう努める。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及を図り、人と野生鳥獣が共存する社会づくりを推進するため、傷病鳥獣の保護収容、野生鳥獣保護に関する活動や普及啓発など総合的な機能を備えた施設の将来的な整備に向け、施設の設置環境、施設機能の整備範囲、運営体制等について検討を進める。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	備考
(仮称) 宮城県野生鳥獣 センター	未 定	宮城県	未定	・治療、一時飼養、リハビリ、訓練等の傷病鳥獣保護施設 ・生息状況や生態などの研究施設	未定	

5 取締り

(1) 方針

狩猟事故、違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び各地方振興事務所の担当者並びに鳥獣保護員を特別司法警察員又は立入検査員に任命するとともに、県警察及び県猟友会との連携を緊密にして、指導取締りの徹底を図る。休猟区明けの場所や初猟日、年末年始等については入猟者が多く事故の危険性が高いため、特に重点的に指導取締りを実施する。

なお、各種広報媒体を活用し、違法捕獲等の違反情報を一般県民からも収集できる体制整備を図る。

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
野鳥の卵及び雛の採取の取締り	←		→										
小鳥業者の違法販売及び違法飼養の取締り	←			→									
有害鳥獣捕獲に伴う違反の取締り	←						→						
密猟取締り（かすみ網取締り）	←							→					
狩猟取締り（事故防止及び違法捕獲防止）								←	→				

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県においては、都市部郊外の開発の進行により、人の生活圏と野生鳥獣の生息圏域が近接しており、また、高齢化や過疎化に伴う農村環境の変化、狩猟者の減少などの影響により、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどの大型獣類による農林水産業被害等が恒常的に発生している。

これまで、被害防除対策、有害捕獲及び特定計画に基づく数の調整が行われてきたが、一定の効果があがっているものの大幅な被害の減少には至っていない。種によっては、個体数減少のおそれもあることから、これら大型獣類の安定的な保護も課題になっており、科学的な生息調査に基づく長期的視点に立った保護管理が求められている。

また、これら野生鳥獣保護管理に従事する専門家の育成及び狩猟者の増員対策等も今後の課題となっている。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一部の野生鳥獣の肉から国の基準を超える放射性物質が検出されたことから、継続的な調査の実施が必要になっている。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

希少野生生物の生息状況や分布域などについて、きめ細かな情報を収集するため、県民及び広範な関係者から情報提供を受けることができる希少種情報データベースを整備し、希少野生生物種の保護対策に資する情報収集体制を構築する。

また、宮城県レッドデータブックを改訂し、県民の自然保護意識の高揚を図りながら、貴重な野生生物の生息地の保全及び種の保護保全について、県民の理解と協力を求めていく。

加えて、宮城県レッドデータブック等で絶滅のおそれがある野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種について、その捕獲、採取等を規制しこれらを保護するため、希少野生生物種の保護・種の保存に関する条例又は指針等を制定し、生息区域の保全を図るなど、希少野生生物種の保護及び保全に向けた具体的取組を行う。

希少猛禽類の保護対策については、イヌワシ、クマタカ及びオオタカの3種を中心に、引き続き県内の生息状況、繁殖実績等の情報収集に努めるとともに、希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼす可能性がある開発行為に対しては、「猛禽類保護の進め方（改定版）」（環境省編）に基づき指導や専門家の紹介等を行う。また、生息環境の維持改善（鉛中毒事故の防止を含む。）、傷病猛禽類の保護、治療及び人工増殖への活用等を実施する。

(2) 狩猟鳥獣

長期にわたり狩猟鳥獣として種を維持するため、狩猟で適正な捕獲が行われるよう指導するとともに、生息数の減少が認められる狩猟鳥獣については、鳥獣保護員の協力を得ながらモニタリング調査を行う。

また、農林水産業や生活環境に被害を及ぼす狩猟鳥獣については、狩猟者と地域住民との連携・協力等を推進し、捕獲も含めた保護管理・被害防除策をより一層強力に進める。

(3) 外来鳥獣等

外来生物法を遵守し、特に特定外来生物として指定される種については、飼育・販売・輸入等の規制があることを周知するとともに、動物愛護担当課と連携し、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走について、速やかに対応する。

(4) 一般鳥獣

ハクチョウ類等非狩猟鳥獣について誤捕獲がないよう、県職員や鳥獣保護員が巡視するとともに、水鳥の鉛中毒死を防止するため指定猟法禁止区域の管理を実施するなど、一般鳥獣の保護管理に努める。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類又は期間、猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の指定、狩猟鳥獣の捕獲数、狩猟期間の制限等を必要に応じてきめ細に実施する。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、猟友会、農林水産業者など関係者の意見を適切に踏まえ、入猟者承認制度の運用について検討する。

5 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

野生鳥獣は本来自然のままに保護すべきであり、愛玩飼養は野鳥の乱獲及び生息数の減少に結びつくことから、新規の登録は認めないこととし、県民に対して広く普及指導を行う。

また、飼養登録の更新に当たっては、飼養個体のすり替え防止を徹底し、飼養の適正化を図る。

(2) 飼養適正化のための指導内容

① 広報媒体等を利用して鳥獣保護思想の普及を図る。

② 現在飼養登録されている個体については、可能な限り更新時に飼養個体と足環を照合するなどし、個体のすり替えがないことを確認する。

③ 研修会等を通じ、傷病鳥獣救護に携わる県民ボランティアに飼養登録制度の周知を図る。

④ 違法飼養の防止を図るため、警察機関と連携を図りながら、鳥獣行政事務担当職員・鳥獣保護員等による定期的な巡視指導を行う。

6 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 救護及び一時飼養

県民等から救護の通報があった傷病野生鳥獣のうち、地方振興事務所長が救護の必要があると判断したものについて、県が協力要請する救護機関（動物病院等）において治療・看護を行い、治療後、早期の野生復帰が困難な場合、知事が委嘱する「アニマルレスキュー隊員」（県民ボランティア）による一時飼養を行う。

(2) 一時飼養への協力の呼びかけ

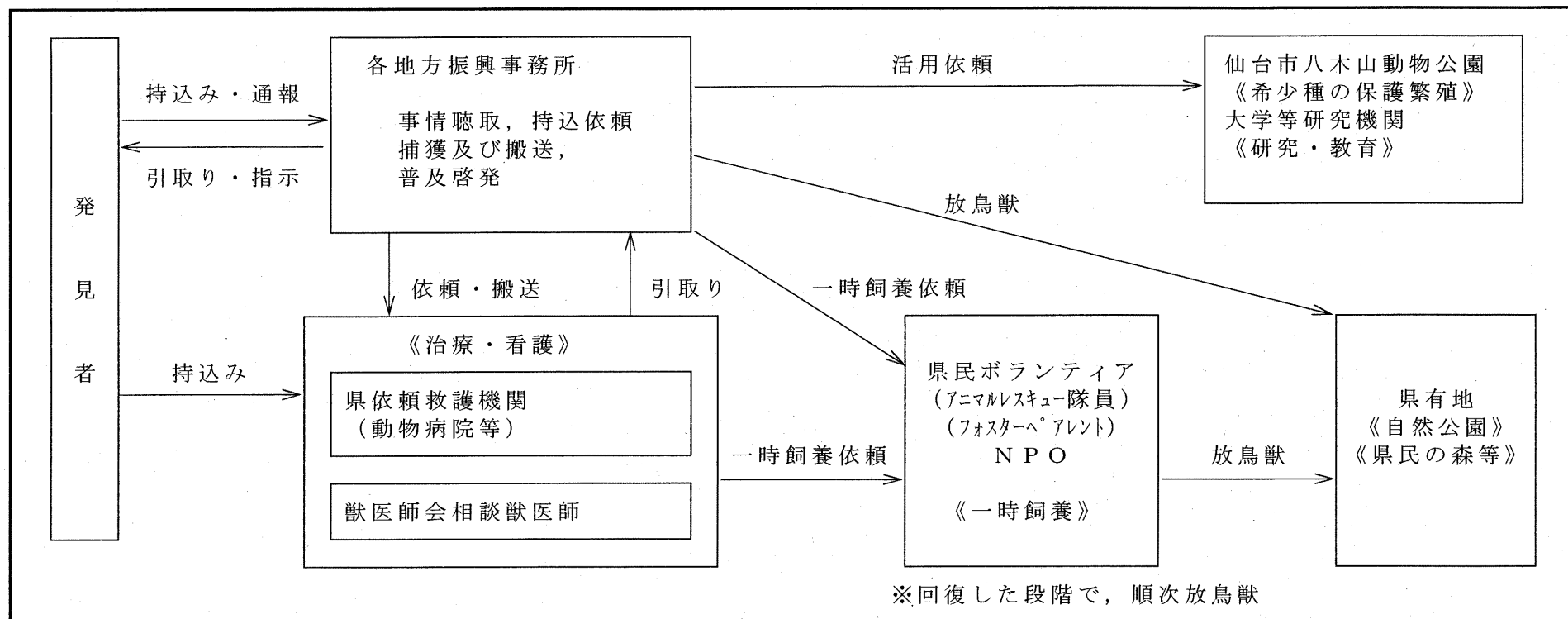
アニマルレスキュー隊員の負担軽減及び傷病野生鳥獣救護活動への県民の幅広い参加促進を図るため、「傷病野生鳥獣フォスタ

「ペアレント」事業を実施し、隊員が一時飼養している傷病個体のエサを提供してもらうよう県ホームページを通じて県民に呼びかけを行う。

(3) その他

野生復帰の困難な個体のうち、希少鳥獣については仙台市八木山動物公園の協力による人工増殖への活用を図り、その他の鳥獣についてはボランティアによる長期飼養及び大学等研究機関における活用を検討する。

さらに、県民が自発的に傷病鳥獣救護に参加できるよう、野生鳥獣の基本的な取扱い方（雛及び出生直後の幼獣への対処、保定方法、感染症対策等）についての普及啓発に努める。



7 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の2点のいずれにも該当する場合に許可されるよう指導する。

- ① 販売の目的が規則第23条に掲げる目的に適合する。
- ② 捕獲したヤマドリのお土産品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがない。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

8 人獣共通感染症への対応

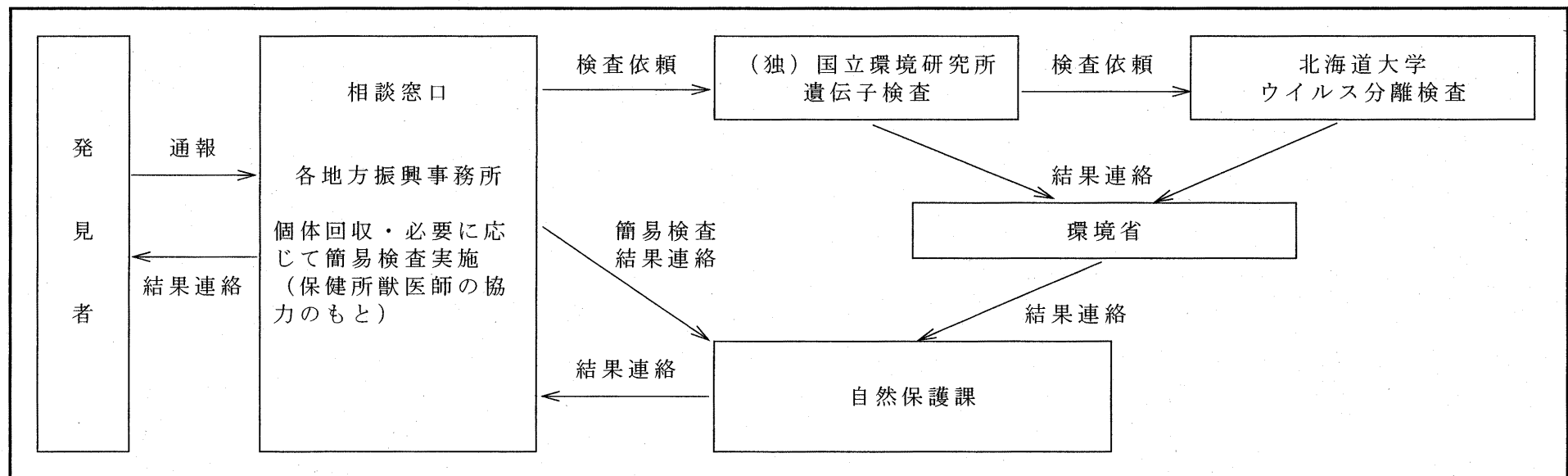
(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

人畜共通感染症である高病原性鳥インフルエンザの発生は、人や家きんへの影響のみならず、国内希少野性鳥類への影響も懸念されるため、ウイルスの早期発見及び拡散防止を目的とした調査を実施する。野鳥の不審死など高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、保健所獣医師の協力のもと鳥インフルエンザの簡易検査を行ったのち、(独)国立環境研究所にて遺伝子検査が実施される。簡易検査及び遺伝子検査の結果、より詳細な検査が必要となった場合には、北海道大学にて病原性の強弱等の確定検査が実施される。

また、鳥インフルエンザウイルスの県内への侵入を早期発見するために、ガンカモ類の新鮮な糞便を採取し、ウイルス保有状況調査を行う。

なお、鳥インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがある場合には、知事を本部長とする「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部」(農林水産部所管)が設置され、防疫対策や家畜の安全・衛生対策等が実施される。

平時においては、野鳥への給餌により感染の拡大又は伝播につながらないように、県ホームページへの情報掲載により県民に対し注意を喚起する。



(2) その他の人獣共通感染症について

家畜に影響の大きい感染症に留意し、必要に応じ家畜保健衛生所等の協力を得て、異常死した鳥獣や傷病鳥獣の検査を実施する。

野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗いうがい等）について、県民、野生鳥獣関係者及び傷病鳥獣救護従事者に周知を図る

9 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生して、野生鳥獣に対して放射性物質の影響が出ている。ツキノワグマ及びイノシシの肉については国の基準値（100ベクレル／kg）を超える放射性セシウムが検出されたことから、県内全域を対象に平成24年6月25日付けで国から出荷制限指示が出されており、現在も継続している。今後、狩猟者の狩猟意欲に大きな影響を与えることが懸念されている。

野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査については、県原子力センターによる測定を実施しているところであるが、今後もデータ収集に努め、検査結果を広く公表していくとともに、基準値を超えた地域においては食用としての摂取の自粛を要請するなど、必要な対応をしていく。

また、国が行う放射線による自然生態系への影響調査の状況を注視していくこととする。

参 考 資 料

- 1 鳥獣保護区等位置図 省 略（宮城県環境生活部自然保護課ホームページ参照）
- 2 自然公園区域図等
- （1）自然公園等区域図 省 略（宮城県環境生活部自然保護課ホームページ参照）
- （2）名勝・天然記念物位置図 省 略（宮城県教育庁文化財保護課ホームページ参照）
- 3 県内面積等 県内総面積 728,577 ha 内 訳 林野面積 416,327 ha（内国有林面積 129,464 ha）
 （H23.4.1現在 宮城県の土地利用の現況より） 農耕地面積 126,186 ha
 内水面面積 32,382 ha
 その他面積 153,682 ha
- 4 小中学校数 小学校 436 校 中学校 219 校 （平成25年2月20日現在）
- 5 宮城県に生息する鳥獣
- （1）生息鳥獣の種別数 獣類52種 鳥類370種
 [「宮城県レッドリスト」2012年版選定評価対象種]
- （2）天然記念物

No	種 名	区 分	指定年月日	備 考	No	種 名	区 分	指定年月日	備 考
1	陸前江ノ島のウミ ネコ及びウトウ繁 殖地	国の天然記念物	昭和9年1月		7	マ ガ ン	国の天然記念物	昭和46年6月	
2	ニホンカモシカ	〃	昭和30年2月		8	ヒ シ ク イ	〃	昭和46年6月	
3	イヌワシ	〃	昭和40年5月	繁殖地指定・石巻市 （旧北上町） 女川町(S51.12)	9	ヤ マ ネ	〃	昭和50年6月	
4	伊豆沼・内沼の鳥 類及びその生息地	〃	昭和42年9月		10	北上町大指海域及 び双子島、鞍掛島 蹄島、黒島のウミ ネコ、ゴイサギ、 アマツバメ、ウト ウ等の繁殖地	県の天然記念物	昭和43年12月	
5	オオワシ	〃	昭和45年1月						
6	コクガン		昭和46年5月						

（3）宮城県及び市町村の鳥獣

設定者	区分	種 名	設定者	区分	種 名	設定者	区分	種 名	設定者	区分	種 名
仙台市	鳥	カッコウ	村田町	鳥	キジ	山元町	鳥	ツバメ	南三陸町	鳥	イヌワシ
気仙沼市	〃	ウミネコ	柴田町	〃	キジ	大郷町	〃	カッコウ	宮城県	〃	ガン
白石市	〃	ウグイス	川崎町	〃	キジ	大衡村	〃	キジ	〃	獣	シカ
七ヶ宿町	〃	ヤマバト	〃	獣	カモシカ	加美町	〃	キジ			
大河原町	〃	ハクチョウ	丸森町	鳥	ウグイス	女川町	〃	ウミネコ			

6 主な鳥獣保護団体、愛鳥団体、調査研究機関等一覧

(平成25年3月1日現在)

名 称	代表者等	所在(事務局)市町村	活 動 の 内 容 等
財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	菊地 永祐	栗原市若柳(宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター内)	伊豆沼・内沼の環境保全活動, 伊豆沼に関する展示, 紹介
日本野鳥の会宮城県支部	竹丸 勝朗	仙台市青葉区	探鳥会, 生態調査
日本鳥類保護連盟宮城県支部	佐藤 和夫	仙台市青葉区	ワシ・タカを中心に各種鳥類の調査
宮城野野生動物研究会	高橋 修	仙台市青葉区	哺乳類の生息調査
宮城のサル調査会	伊澤 紘生	仙台市青葉区	ニホンザルの生態調査
ツキノワグマと棲処の森を守る会	板垣 悟	仙台市宮城野区	ツキノワグマに関する研究, 紹介
青葉山の緑を守る会	植村 千枝	仙台市青葉区	青葉山周辺の鳥獣観察会
蒲生を守る会	木村 フジ	仙台市青葉区	仙台海浜蒲生干潟を中心とする探鳥会, 野鳥生態調査
白石川白鳥愛護会	樽見 正一	蔵王町(同町商工会)	白鳥の保護観察
雁の里親友の会	池内 俊雄	大崎市三本木	ガン類の生態調査, 観察及び情報発信
NPO法人 蕪栗ぬまっこくらぶ	呉地 政行	大崎市田尻	鳥類をはじめとした生物相調査, 探鳥会, 環境保全及び環境教育
日本雁を保護する会	呉地 正行	栗原市若柳	ガン類の生態調査, 探鳥会
栗原市若柳愛鳥会	川嶋 保美	栗原市若柳	探鳥会, 野鳥愛護活動
登米市迫町白鳥ガン愛護会	相澤 庸郎	登米市迫町	野鳥愛護活動(渡り鳥の調査, 観察会)
南三陸ワシタカ研究会	立花 繁信	気仙沼市本町	猛禽類の生息調査

7 鳥獣保護区における管理・利用施設の現況

設定区分	鳥獣保護区名称	管 理 舎	観 察 舎	観 察 路	そ の 他	備 考
国 設	伊 豆 沼 鳥 獣 保 護 区	・伊豆沼管理センター1棟 木造平屋 162㎡	・迫町野鳥観察館1棟 鉄筋コンクリート高床式 146㎡	・周辺自然観察路 舗装整備 18,075m	・宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター 鉄筋コンクリート2階建 1,393㎡ ・迫町伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター 鉄筋コンクリート2階建 897㎡ ・サンクチュアリセンター つきだて館 木造2階建 465㎡	
県 設	蔵王連峰 鳥 獣 保 護 区			・野鳥の森観察路 8コース 延べ 7,750m	・宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター 鉄筋コンクリート2階建 1,128㎡ (一部木造)	

8 鳥獣保護センター等の施設の現況

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要	施設の内容	利用の方針	備 考
宮城県伊豆沼・内沼 サンクチュアリ センター	平成2年度	栗原市若柳	床面積 1階 830㎡ 2階 563㎡ 計 1,393㎡	鉄筋コンクリート2階建 1階 事務室、資料室、実験室、研修室、ボランティアルーム 2階 会議室、展示室、軽食喫茶室、観察展望室	伊豆沼に関する ・調査研究機能 ・環境保全機能 ・自然観察機能 ・教育学習機能 ・展示・博物館機能 ・地域振興機能	人間と野生動植物とが共存できる優れた自然環境としてのサンクチュアリを創造し、併せて、県民の自然保護思想の高揚と自然と調和した活力ある地域づくり等を推進する。	
宮城県蔵王野鳥の森 自然観察センター	平成5年度	刈田郡蔵王町	床面積 1階 504㎡ 2階 624㎡ 計 1,128㎡	鉄筋コンクリート2階建(一部木造) 1階 エントランスホール、展示室、資材庫 2階 展示室、研修室、事務室、収蔵庫、喫茶売店	・蔵王の自然を地形模型や動植物の標本グラフィックで紹介 ・宮城の野鳥をジオラマで紹介 ・日本の貴重な鳥や世界の鳥を映像やパネルで紹介	自然の仕組みや蔵王の自然、宮城の野鳥の生態などを分かりやすく解説し、自然の成り立ちや生命の大切さを学習、体験できる情報提供の場とする。	

9 宮城県内の市町村数

35市町村(13市, 21町, 1村)

(平成21年9月1日現在)

10 小鳥がさえずる森の現況

No	管内	名 称	設定年度	施 設 の 所 在 地	面 積	施 設 の 概 要	利用の状況	備 考
1	大河原	不伐の森	H 8	白石市福岡八宮字川原子	39ha	管理車道932m, 管理歩道2,811m	自然散策	蔵王連峰鳥獣保護区
2		斗蔵野鳥の森	S 5 7	角田市小田字斗蔵	50	四阿, 解説板, ベンチ, トイレ, 観察路	自然散策	斗蔵山鳥獣保護区
3		蔵王野鳥の森	S 4 9	蔵王町遠刈田温泉	78	四阿, 解説板, ベンチ, 観察路7,750m	自然散策	蔵王連峰鳥獣保護区
4		町民いこいの森	S 5 4	柴田町大字本船迫	23	四阿, ベンチ, 観察路1,600m	自然散策	船岡鳥獣保護区
5		不動尊野鳥の森	S 5 8	丸森町字上滝西	2.8	展望台, 四阿, ベンチ, 指導標, 観察路	自然観察会, ハイキング	堂平山鳥獣保護区
6		百々石公園	S 6 3	丸森町字田町北	13.7	四阿, ベンチ, トイレ, 樹名板, 水飲場	自然観察会, ハイキング	阿武隈溪谷銃禁区域
7	仙台	鉤取野鳥の森	S 4 7	仙台市太白区鉤取	75	四阿, 解説板, 観察路1,799m, ベンチ	自然散策	仙台鳥獣保護区
8		青葉の森緑地	H 6	仙台市青葉区荒巻	114.3	四阿, ベンチ, 観察路5,400m	自然散策	仙台鳥獣保護区
9		太白山自然観察の森	H 3	仙台市太白区茂庭	29.5	解説板, 観察小屋, 観察路4,200m	自然散策	仙台鳥獣保護区
10		泉岳少年自然の家	S 5 3	仙台市泉区福岡岳山	5	四阿, 解説板, 観察路750m, ベンチ	自然散策, 登山	泉ヶ岳鳥獣保護区
11		野鳥の森	S 5 9	富谷町富谷字清水沢	3	四阿, 解説板, 観察路320m, ベンチ	自然散策	泉, 富谷銃禁区域
12		野鳥の森自然歩道	S 5 9	山元町真庭字追越	4	解説板, ベンチ, 観察路1,504m, 給餌台	自然散策, 探鳥会	山元鳥獣保護区
13	栗原	朝日山公園野鳥の森	S 4 8	岩沼市荒井	16	解説板, ベンチ, 観察路2,000m, 展望台	自然散策, 探鳥会	朝日山鳥獣保護区
14		市民いこいの森	S 5 3	栗原市築館字荒田沢	35	解説板, 四阿, 管理棟, 遊歩道	自然散策, 探鳥会	築館鳥獣保護区
15		ふるさとの森	S 5 8	栗原市若柳武槍字磯田沢	10	解説板, トイレ, 植栽樹木1,129本	自然散策	
16		高清水新堤自然公園	S 5 6	栗原市高清水勝負ヶ町	11	管理棟, 炊事場, キャンプ場	自然散策, キャンプ	新堤鳥獣保護区
17	登米	瀬峰五輪堂山公園	S 5 2	栗原市瀬峰下田	8.5	管理棟, 駐車場, トイレ, 四阿	自然散策, 栗拾い	瀬峰銃禁区域
18		蚕飼山野鳥の森	S 5 9	登米市東和町米川字東綱木	1	四阿, 解説板, 観察路60m, 餌樹植栽	自然散策	
19	石巻	平筒沼ふれあい公園	S 6 0	登米市米山町字桜岡貝待井内	33	解説板, 観察路3,044m	自然散策	平筒沼鳥獣保護区
20		牧山市民の森	S 5 2	石巻市牧山	62	四阿, 解説板, 観察路5,600m, トイレ	自然散策	牧山鳥獣保護区
21		旭山野鳥の森	S 5 8	石巻市北村字旭山	2.2	解説板, 観察路300m	自然散策	旭山鳥獣保護区
22		亀ヶ森公園	S 6 3	石巻市相野谷字旧会前	6.1	休憩所, 観察路1,100m, ベンチ	自然散策	亀ヶ森鳥獣保護区
23		御番所公園	H 2	石巻市鮎川浜黒崎	16	解説板, 展望棟, 野鳥観察所, トイレ	自然散策	牡鹿鳥獣保護区
24		清崎憩いの森	H 1 5	石巻市鮎川浜清崎山	29.6	解説板, 観察路, 野鳥観察所, 四阿	自然散策	牡鹿鳥獣保護区
25	気仙沼	野鳥の森	S 5 6	南三陸町戸倉字坂本	70	解説板, ベンチ, 観察路3,500m	自然散策	水戸辺在郷鳥獣保護区

1.1 宮城県版レッドデータブック：カテゴリー表

● 哺乳類

種 名 (科 名)	宮城県カテゴリー	環境省カテゴリー
オオカミ (イヌ科)	絶 滅	絶 滅
カワウソ (イタチ科)	絶 滅	絶 滅
カグヤコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅰ類	対 象 外
モリアブラコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
テングコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
コテングコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
ヒメホウヒゲコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
ヤマコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ウサギコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
ヒナコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
ミズラモグラ (モグラ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ヤマネ (ヤマネ科)	準絶滅危惧	対 象 外
オコジョ (イタチ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
シントウトガリネズミ (トガリネズミ科)	要 注 目 種	対 象 外
カワネズミ (トガリネズミ科)	要 注 目 種	対 象 外
チチブコウモリ (ヒナコウモリ科)	要 注 目 種	絶滅のおそれのある地域個体群
金華山島のニホンザル (オナガザル科)	絶滅のおそれのある地域個体群	絶滅のおそれのある地域個体群
カヤネズミ (ネズミ科)	要 注 目 種	対 象 外
ニホンカモシカ (ウシ科)	要 注 目 種	対 象 外

● 鳥 類

種 名 (科 名)	宮城県カテゴリー	環境省カテゴリー
オオヨシゴイ (サギ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ A類
シジュウカラガン (カモ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ A類
クマタカ (タカ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ B類
イヌワシ (タカ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ B類
ウズラ (キジ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
ヒクイナ (クイナ科)	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
チゴモズ (モズ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ A類
アカモズ (モズ科)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ B類
クロコシジロウミツバメ (ウミツバメ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ A類
ヒメクロウミツバメ (ウミツバメ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ヒメウ (ウ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ B類
コクガン (カモ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
オジロワシ (タカ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
オオワシ (タカ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
コアジサシ (カモメ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ウトウ (ウミスズメ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
アオバズク (フクロウ科)	絶滅危惧Ⅱ類	対 象 外
サンショウクイ (サンショウクイ科)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
アホウドリ (アホウドリ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ミゾゴイ (サギ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
サンカノゴイ (サギ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ B類
ヨシゴイ (サギ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧

種 名 (科 名)	宮城県カテゴリー	環境省カテゴリー
カリガネ (カモ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠＢ類
ヒシクイ (カモ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ハチクマ (タカ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オオタカ (タカ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハイタカ (タカ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
チュウヒ (タカ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠＢ類
ハヤブサ (ハヤブサ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ヘラシギ (シギ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠＡ類
オオジシギ (シギ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ホウロクシギ (シギ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
カンムリウミスズメ (ウミスズメ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ヨタカ (ヨタカ科)	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オオセッカ (ウグイス科)	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠＢ類
コジュリン (ホオジロ科)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
カラシラサギ (サギ科)	情 報 不 足	準絶滅危惧
ツミ (タカ科)	情 報 不 足	対 象 外
シノリガモ (カモ科)	絶滅のおそれのある地域個体群	絶滅のおそれのある地域個体群
ハクガン (カモ科)	要 注 目 種	絶滅危惧ⅠＡ類
マガン (カモ科)	要 注 目 種	準絶滅危惧
チゴハヤブサ (ハヤブサ科)	要 注 目 種	対 象 外
シマクイナ (クイナ科)	要 注 目 種	絶滅危惧ⅠＢ類
ヒメクイナ (クイナ科)	要 注 目 種	対 象 外
クイナ (クイナ科)	要 注 目 種	対 象 外

種 名 (科 名)	宮城県カテゴリー	環境省カテゴリー
ケリ (チドリ科)	要 注 目 種	情 報 不 足
ズグロカモメ (カモメ科)	要 注 目 種	絶滅危惧Ⅱ類
ケイマフリ (ウミスズメ科)	要 注 目 種	絶滅危惧Ⅱ類
コミミズク (フクロウ科)	要 注 目 種	対 象 外
コノハズク (フクロウ科)	要 注 目 種	対 象 外
オオコノハズク (フクロウ科)	要 注 目 種	対 象 外
ハリオアマツバメ (アマツバメ科)	要 注 目 種	対 象 外
アカショウビン (カワセミ科)	要 注 目 種	対 象 外
ヤマセミ (カワセミ科)	要 注 目 種	対 象 外
イワヒバリ (イワヒバリ科)	要 注 目 種	対 象 外
ノジコ (ホオジロ科)	要 注 目 種	準絶滅危惧

※宮城県レッドリスト (2013 年) より

